

令和3年第9回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和3年8月27日(金) 午後3時00分～午後3時48分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	天羽 徹
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

議案第39号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第40号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について

議案第41号 令和4年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第42号 令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第43号 令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

議案第44号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第9回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、

2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第8回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第8回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 新型コロナウイルス関連についてご報告いたします。お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。

はじめに、途別小学校における新型コロナウイルス感染についてであります。8月20日に途別小学校の児童1名が感染していることが確認され、20日午後から休校とし、保健所の指導の下、濃厚接触者を特定いたしました。PCR検査については、児童・教職員全員が対象となりました。その後検査が行われ、24日には児童・教職員全員が陰性であることが確認されたため、同日中に学校の消毒作業を終え、感染対策を徹底した上で、25日から一部の学級を除き通常どおり学校を再開したところであります。

次に、事務報告資料2、「北海道における緊急事態措置」と書かれた資料をご覧ください。北海道が緊急事態宣言の対象区域に加わり、これに伴い、昨日、北海道で対策本部会議が開かれ、別添資料のとおり決定されました。対象区域になりますが、これまでまん延防止等重点措置区域とされていた、地域がそのまま特定措置区域となり、幕別町を含むその他の区域は、一般措置区域とされ、本日27日から9月12日までの期間とされました。資料の右下の番号で、⑪と書かれたページをお開きください。ここから、幕別町を含む一般措置区域に対する要請内容となります。これまでの要請内容から変更となっている点を申し上げます。大きく変わりはありませんが、要請内容の三つ目になりますが、「大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる」という部分が追加されています。次のページをお開きください。上段の要請内容の一つ目の後段になりますが、「営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える」という部分が追記されています。次に、下の飲食店等への要請になりますが、要請内容の二つ目で、後段になりますが、「要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない」と追記され、その要件は、※印で小さく書かれている部分が要件として示されています。このページの最後の項目になりますが、「飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない」という部分も追加されています。次のページになります。イベントの開催についての要請・協力依頼になりますが、要請・協力依頼内容の、下から二つ目以降になりますが、「全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する」、その下になります「イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する」という項目が追加されています。下段になりますが、一番下になりますが、「大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う」という部分が追加されました。最後のページになります。学校への要請になりますが、要請内容のうち、上から二つ目の項目で、「児童生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。」という部分が追記されています。

次に、本町の対応についてであります。事務報告資料3をご覧ください。昨日、町の対策本部会議が開かれ、基本的に公共施設は閉館閉所等の措置となりました。屋外のゲートボール場やパークゴルフ場、一部の遊具等を除き公園については通常どおり利用ができることとしています。また、保育所や幼稚園などは開所としつつ、前回の緊急事態措置と同様に家庭内保育の協力要請を行うこととされたところであり、幼稚園については、本日、保護者に説明のうえ文書をお渡ししております。次に、資料はありませんが、学校関連で言います

と、校外学習や遠足は宣言終期の9月12日まで活動を自粛。宿泊を伴う修学旅行や宿泊学習、感染リスクの高い運動会や体育祭、文化祭などについては、10月以降といたしますが、運動会や体育祭などについては、感染防止対策として学年単位など規模を縮小し行う場合は、宣言が解除される9月13日以降、実施可としたところであります。

また、部活動については、原則中止としますが、中体連や団体が主催する大会等で、全道、全国に直結するものは練習及び大会参加ができることと、大会は無観客、市町村内外の練習試合は中止とし、管内統一の取組とされたところであります。学校関連については、本日、通知しており、引き続き、感染防止対策の周知徹底を図ってまいりたいと考えています。以上で事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、議案第39号、令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求についてと、日程第6、議案第40号、第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出については、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 次に、日程第7、議案第41号、令和4年度に使用する小学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第41号、令和4年度に使用する小学校用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧くださいと思います。

現在、小学校において使用する教科用図書につきましては、令和2年度から使用しており、来年が3年目となりますが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」と「同法施行令」の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされており、このことから、令和4年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、令和元年8月6日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました令和2年度から使用している教科書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第41号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第41号については原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第42号、令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第42号、令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書は7ページでございます。

現在、中学校において使用する教科用図書につきましては、令和3年度から使用しており、来年が2年目となりますが、小学校において使用する教科用図書と同様に、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされており、このことから、令和4年度

に使用する小学校用教科用図書につきましては、令和2年8月6日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和3年度から使用している教科書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

なお、「社会」の「歴史」の教科用図書についてであります。検定審査が不合格となっていた、「自由社」発行の歴史教科書が、再申請により文科省の検定を経て新たに発行されたことから、法令に基づき、「採択替え」を行うか否かについての判断が必要となりました。このため、7月19日に、第2回第12地区教科書採択教育委員会協議会を開催し、北海道教育委員会の調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯、内容を踏まえて検討した結果、「採択替えは行わない」と決定したところであり、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は、議案書中段の表に記載のとおり、引き続き「東京書籍」を採択しようとするものであります。説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第42号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第42号については原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第43号、令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第43号、令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条におきまして、文科省の検定済教科書または文科省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができるものと規定されております。

なお、議案第42号同様、令和2年8月6日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしましたとおりですが、議案書中段枠内にありますように、「学校教育法附則第9条に規定する小学校及び中学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和4年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料<令和3年6月北海道教育委員会作成>』記載の全ての図書を採択する。」というものであり、児童生徒個々の障害に応じて教科書を使用できるよう、幅広く採択をするものであります。

また、議案第42号同様、こちらの9条図書につきましても、対象図書の変更に伴い、7月19日の、第2回第12地区教科書採択教育委員会協議会の中で、北海道教育委員会の採択参考資料をもとに、「全ての図書を採択する」と決定したところであり、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は、他の教科書と一緒に採択し、各学校において、実際の児童生徒の障がいや実態に応じ、その中から選定していただくことにするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第43号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第43号については原案どおり可決しました。

次に、日程第10、議案第44号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 議案については以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

菅野教育長 それでは以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第9回教育委員会会議を閉じます。